平成２１年（フ）第３０７号
静岡県熱海市下多賀747番地
債務者　小原　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　市営自由ヶ丘団地Ｎ６―904
債務者　岩瀬　嘉寿
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２１７３号
京都市山科区小山南溝町12番地６　メリーコンフォート105号
債務者　丸尾　　大
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５１号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町16番地１　ラーバン嵯峨101号室
債務者　長坂　義一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５２号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町16番地１　ラーバン嵯峨101号室
債務者　長坂　静子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７０号
京都市伏見区醍醐新町裏町12番地　レオ中臣112号
債務者　藤井　博之
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０２号
京都市山科区四ノ宮神田町６番地　Ｒｉｔｚ神田510号
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２００２号
京都市西京区樫原井戸３番地　藤岡マンション401号
債務者　竹内由美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７０号
京都府綾部市安国寺町宮ノ腰２番地
債務者　大槻　一雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地107
債務者　小野寺幸雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１５号
盛岡市永井16地割86番地４　ヴィラたかくろＡ―12号、旧住所岩手県釜石市箱崎町第13地割29番地３
債務者　八幡千佳子（旧姓髙清水）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９２号
新潟市江南区亀田緑町２丁目４番16号　グランディール緑町203号、前住所新潟市江南区西町３丁目３番65号　新潟南マンション202号
債務者　八木　正明
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０７号
新潟市中央区西堀通６番町879番地２　ハイツみちね305号室、前住所新潟市中央区幸町11番21号　ニューハイツ幸105号
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２０号
新潟市西蒲区升潟765番地４
債務者　小林　義広
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
新潟市西蒲区善光寺125番地２、前住所新潟市西蒲区升潟765番地４
債務者　小林　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８２号
山梨県甲州市塩山下於曽387番地
債務者　秋山　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
山梨県南アルプス市在家塚801番地１　フルール・ド・ヴェルジェＢ101
債務者　清水　　実
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係